

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

中期目標

(第四期)

目 次

政策体系における法人の位置付け及び役割

- 1 中期目標の期間
- 2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 高齢者の健康長寿を支える医療の提供・普及
 - (2) 高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究
 - (3) 法人の資源を活用した政策課題への対応
 - (4) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - (1) 地方独立行政法人の特性を生かした業務の改善・効率化
 - (2) 適切な法人運営を行うための体制の強化
- 4 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 収入の確保
 - (2) コスト管理の体制強化
- 5 その他業務運営に関する重要事項（法人運営におけるリスク管理の強化）

政策体系における法人の位置付け及び役割

東京都（以下「都」という。）は、平成21年度に地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「法人」という。）を設立した。その目的は、「高齢者のための高度専門医療及び研究を行い、都における高齢者医療及び研究の拠点として、その成果及び知見を広く社会に発信する機能を発揮し、もって都内の高齢者の健康の維持及び増進に寄与すること」であり、法人は、大都市東京における超高齢社会の都市モデルの創造の一翼を担うことを理念に掲げている。

こうしたことを踏まえ、法人は、設立以来、病院部門においては、高齢者の死亡・要介護の主要な原因である血管病、高齢者がん及び認知症を重点医療と位置付け、これらを始めとする高齢者医療の充実を図り、難易度の高い鑑別診断や低侵襲な治療を提供するなど、医療提供体制を強化してきた。

研究部門においては、老化メカニズムや高齢者に特有な疾患、高齢者の社会参加など、多様な分野にわたる研究を推進し、高齢者を取り巻く課題に総合的に取り組んできた。

また、地方独立行政法人としての自律性を発揮し、より効率的・効果的に業務を推進するとともに、法人運営の基礎となる経営基盤の確立に取り組んできた。

改めて都の状況をみると、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）には高齢化率は23.0%、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年（令和22年）には27.8%となり、都民の約4人に1人が高齢者となると予測されるなど、高齢化が急速に進展している。

高齢者は、複数疾患やフレイルなどの老年症候群、生活機能障害を有することが多いため、求められる高齢者医療・医学の在り方は、従来の臓器機能の維持・回復を目指した「治す医療」から、生活機能の維持・回復も目指した「治し支える医療」へと変化してきた。

こうした中、都は、「高齢者が人生100年時代に元気に活躍し、心豊かに暮らす東京」を目指す「未来の東京」戦略を推進するため、「東京都高齢者保健福祉計画」において、介護予防・フレイル予防と社会参加の推進、在宅療養の推進、認知症施策の総合的な推進などを重点分野に掲げている。

また、「東京都保健医療計画」では、将来にわたって東京の医療提供体制を維持・発展させていくため、「東京の将来の医療～グランドデザイン～」を掲

げ、その実現に向けた取組を推進しており、令和3年7月の中間見直しでは、新たに新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策や、多様化する災害に備え災害医療の充実などに取り組むこととした。

「東京都地域医療構想」においては、2025年に向けて、少子高齢化の進展による医療需要の増加に対応し、患者の症状や状態に応じた効率的で質の高い医療提供体制の確保が求められている。

法人はこれまでも高齢者を取り巻く種々の課題に取り組んできたが、今後も、都における高齢者医療・研究の拠点として、上記の課題に取り組み、その成果の普及・還元を強力に推し進めるとともに、医療・研究で培った知見を踏まえ、高齢者の医療と介護を支える人材の育成を推進することが求められる。

以上のことから、令和5年度から始まる第四期中期目標期間においては、これまで培った技術・知見、病院と研究所が一体化した法人である強みを生かし、高齢者が安心して暮らし続けることができる大都市東京にふさわしい地域包括ケアシステムの構築に寄与しなければならない。

また、人生100年時代を見据え、高齢者が健康な状態をより長く維持できるよう、「介護予防・フレイル予防」及び「認知症との共生・予防」を重点分野に位置付け、健康寿命の延伸に寄与することが求められる。

経営面においては、これらの業務を確実に遂行するために、更なる収支改善を図るとともに、地方独立行政法人の特性を生かした機動的な経営判断及び弾力的な予算執行を推進していくことが重要である。

法人がその役割を確実に果たし、公的な医療・研究機関としての存在意義を高めていくため、都はこの中期目標を策定し、法人に指示する。

法人は、中期目標の達成に向けて中期計画及び年度計画を作成し、着実な業務運営を行うとともに、その実績を評価・検証し、必要に応じて見直しを行うなど、絶えず自己改善に取り組むものとする。

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

高齢者が健康な状態をより長く維持するため、「介護予防・フレイル予防」及び「認知症との共生・予防」の二つを重点分野に位置付け、医療と研究の両輪で取り組む。

また、都の政策に貢献するほか、高齢者の医療と介護を支える地域の専門人材の育成を推進する。

(1) 高齢者の健康長寿を支える医療の提供・普及

法人では、前身である東京都老人医療センターの時代から長きにわたり、高齢者の生活の質を重視した全人的・包括的医療を提供することで、高齢者医療に求められる、生活機能の維持・回復を目指した「治し支える医療」を実現するとともに、これらを「高齢者医療モデル」として確立し、普及させることに努めてきた。

今後は健康寿命の延伸がより一層重要であることから、様々な基礎疾患に影響を及ぼすとされる高齢者糖尿病医療を重点医療に加えるなど、高齢者医療の充実を図り、さらには、フレイルの視点をより一層重視した早期からの「予防し、治し支える医療」をこれからの「高齢者医療モデル」として確立し、普及を目指す。

また、区西北部二次保健医療圏の急性期病院として、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域医療の充実に貢献する。

ア 健康長寿を阻害する疾患等に対する高齢者医療の提供

設立以来取り組んできた血管病医療・高齢者がん医療・認知症医療に高齢者糖尿病医療を加え、四つの重点医療とするとともに、これら重点医療の一層の充実を図る。

その他の診療分野においても、高齢者の特性に配慮した専門医療を提供することで、生活機能の維持・フレイル状態からの回復を目指すとともに、これらのノウハウを地域に普及する。

(ア) 血管病医療

- 血管病医療においては複数の診療科が密接に関連するため、診療科間の連携強化を図り、患者を積極的に受け入れる。
- これまでに強化した医療提供体制の下、引き続き高齢者の多様な症例に適切に対応し、高度かつ低侵襲な医療を提供する。

(イ) 高齢者がん医療

- 高齢者の生活の質の維持・向上に配慮し、高度かつ低侵襲な医療を提供する。
- 集学的ながん治療の提供体制を確保し、最適な治療を提供するとともに、がん診療に関する相談体制の強化、緩和ケアの充実を図る。

(ウ) 認知症医療

- 病院と研究所との連携による診断法・治療法の開発などにより、認知症医療の進歩に貢献する。
- 区西北部二次保健医療圏における地域拠点型認知症疾患医療センターとして、高度な専門性や医療体制を生かし、地域における認知症医療の体制強化を推進する。
- 身体疾患で入院する認知症症状を有する患者に対し、院内の連携体制を確保することにより、認知症症状を悪化させず、適切な医療を提供する。

(エ) 高齢者糖尿病医療

- 法人の知見を生かした専門医療を提供することで、合併症のほか、フレイルや認知症の予防を推進する。
- 診療科間の連携をはじめ、認定看護師や栄養士、薬剤師等とのチーム医療を強化する。
- 研究部門との連携を推進し、研究成果を臨床の現場に生かす。
- 地域の医療機関や訪問看護師等との連携を推進するとともに、法人の知見を普及することにより、地域の医療機関等の対応力の向上を図る。

(オ) 高齢者の特性に配慮した医療

- 多様な診療科を擁する法人の医療体制を生かし、複数疾患を抱える患者や重症度の高い患者を積極的に受け入れ、適切な急性期医療を提供する。
- 重点医療以外の診療分野においても、高齢者特有の疾患に対応した専門医療を提供するとともに、患者一人ひとりの症状に応じた全人的・包括的医療を効果的に提供することで、生活機能の維持・フレイル状態からの回復を支援する。
- 地域の医療機関等との連携を推進するとともに、フレイルの視点をより一層重視した新たな「高齢者医療モデル」を普及することにより、地域の保健医療・福祉関係者のフレイルに関する対応力の向上を図る。

イ 地域における公的医療機関としての取組

東京都地域医療構想の実現に寄与するため、高齢者の急性期医療を担うとともに、公的医療機関として、地域における中核的な役割を果たす。

(ア) 救急医療

- いつでも、誰でも、その症状に応じた適切な医療を受けられる救急医療の実現に貢献するため、地域救急医療センター及び二次救急医療機関としての役割を堅持し、複数疾患を抱える患者や重症度の高い患者の積極的な受入れに取り組む。

(イ) 地域連携の推進

- 患者の状況や治療法等の情報を地域の医療機関と共有し、疾病の早期発見・早期治療を目指す。
- 退院後も質の高いケアを受けられるよう、地域の医療機関や介護事業者、関係機関と連携し、適切な入退院支援を行うなど、在宅療養を支える地域の仕組みづくりに貢献する。
- 地域の介護施設や関係機関と連携し、各施設の入所者に対して適切な医療が提供されるよう支援する。

(ウ) 災害・感染症等の緊急事態への対応

- 風水害や地震などの災害による緊急事態においては、都の方針の下、都や地域の医療機関等と連携しながら、災害拠点病院としての体制を確保し、重症者等を率先して受け入れるなど、求められる災害医療を確実に提供する。
- 新型コロナウイルス感染症を含めた新興・再興感染症の拡大などの緊急事態においては、都の方針の下、都や関係機関と連携しながら、感染症医療提供体制を強化するとともに、感染症患者を率先して受け入れるなど、求められる感染症医療を確実に提供する。
- 災害や感染症の発生等の非常時を想定し、法人内の危機管理体制を一層強化する。

ウ 安心かつ信頼できる質の高い医療提供体制の確保

安全で質の高い医療及び患者中心の医療を提供するとともに、患者サービスの向上に取り組む。

(ア) 安全で質の高い医療の提供

- 医療安全管理体制を確保し、安全・安心で質の高い医療を提供する。
- 医師、医療技術職、看護師など、職員の専門性の向上を図る。
- 高齢者医療の専門病院として医療の質を表す指標を明確にし、その指標に基づき自らの医療を評価・検証し、継続的な改善に取り組む。

(イ) 患者中心の医療、患者サービスの向上

- インフォームド・コンセントの徹底や医療相談体制の充実など、患者中心の医療を推進する。
- 患者サービスの充実に努め、誰もが利用しやすい環境を整備するとともに、患者ニーズの把握等により、絶えずサービス内容を検証し、一層の改善に取り組む。

(2) 高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究

法人は、老年学・老年医学専門の研究所として、高齢者が地域で可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者を取り巻く様々な課題に総合的に取り組み、特に高齢者が心身の健康を維持し地域での生活を継続する上で課題となるフレイルや認知症などの研究を重点的に推進してきた。

引き続き、こうした研究を推進するとともに、公的研究機関としての役割を踏まえ、研究所の取組や成果を積極的に公表し、その普及・還元を図る。

ア 高齢者に特有な疾患と老年症候群を克服するための研究

- 血管病、高齢者がん、認知症、高齢者糖尿病など高齢者に特有な疾患やフレイルなど老年症候群の克服に向けた研究を推進する。

イ 高齢者の地域での生活を支える研究

- 高齢者の社会参加の促進やフレイル予防に資する研究、認知症をはじめ疾患・障害を抱えた高齢者を支えるための研究など、高齢者の地域での生活を支える研究を推進する。

ウ 老年学研究におけるリーダーシップの発揮

- 臨床研究及び病院と研究所の共同研究を一層推進し、研究成果の臨床応用、実用化へつなげる取組を推進する。
- 高齢者ブレインバンクの活用や国内外の研究機関とのネットワークの更なる強化を図るとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を積極的に推進し、老年学研究や医学の発展に貢献する。
- 国内外の老年学関連学会において引き続き中心的な役割を果たすなど、老年学研究におけるリーダーシップを発揮する。

エ 研究成果の社会への還元

- 研究費獲得競争が激化する中、研究支援組織が中心となり、倫理指針への対応のほか、知的財産の管理・活用業務の複雑化など諸課題に的確に対応する。

- 法人外部の意見を活用するなど、研究成果の厳正な評価を行い、より効率的・効果的な研究活動を推進する。
- 研究成果として得た新技術や技術的知見を実用化するため、特許等の取得に努めるとともに、取得後はその意義・有用性を積極的に広報し、使用許諾を促進する。
- 公的研究機関として、多様な機会を通じて研究内容及び研究成果を公表するとともに、行政施策への提言を積極的に行うなど、研究成果のより一層の普及・還元を行う。

(3) 法人の資源を活用した政策課題への対応

法人はこれまで、高齢者がんや認知症に関する高度な診断法の開発や、介護予防・フレイル予防に関する区市町村の取組への支援など、医療と研究の密接な連携の下、政策課題に取り組み、様々な成果を挙げてきた。

引き続き、都が目指す健康寿命の延伸に寄与するため、二つの重点分野（介護予防・フレイル予防、認知症との共生・予防）を中心に、医療と研究の連携を推進し、その知見やノウハウを社会に還元する。

ア 介護予防・フレイル予防の取組

- 住民主体の介護予防・フレイル予防活動等を推進する区市町村に専門的・技術的支援を提供し、通いの場をはじめとした地域における介護予防活動の拡大・機能強化を図ることで、都の介護予防・フレイル予防施策に貢献する。
- 病院や研究所で培った知見やノウハウを生かした介護予防・フレイル予防の取組を強化し、地域の介護予防・フレイル予防を推進する。

イ 認知症との共生・予防の取組

- 都内の認知症ケアに携わる医療専門職等の認知症対応力の向上を図るとともに、認知症の人と家族を支援する体制を構築することで、都の認知症施策に貢献する。
- 認知症の人と家族の地域での生活を支えるため、病院や研究所で培った知見やノウハウを生かし、認知症との共生・予防を推進する。

(4) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成

法人はこれまで、法人の知見や人材育成のノウハウを活用し、高齢者の医療・介護を支える専門人材の育成に取り組んできた。

今後更なる増加や多様化が見込まれる医療・介護ニーズに対応するため、より一層質の高い人材の育成に取り組む。

- 高齢者の医療・介護を支える専門人材の育成を引き続き推進する。
- 法人の特長を生かした実習の充実により、臨床研修医や看護実習生、医療専門の実習生を積極的に受け入れ、高齢者医療を担う医療人材を育成する。
- 特別研究員、連携大学院生及び研究生を積極的に受け入れ、老年学・老年医学を担う研究者を育成する。
- 地域の保健医療・福祉関係者のフレイルに関する対応力の向上を図るため、フレイルの視点をより一層重視した早期からの「予防し、治し支える医療」を担う人材を育成する。

3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人としての機動性・柔軟性を十分に発揮し、より効率的・効果的な運営により、その使命を果たす。

また、法人がより一層の事業成果を挙げるため、法人の認知度向上に向け発信力を強化し、都の高齢者医療・研究の拠点としてのプレゼンスを高めるほか、透明性・健全性を確保した法人運営を行う。

(1) 地方独立行政法人の特性を生かした業務の改善・効率化

- 地方独立行政法人として自律性を発揮し、効率的・効果的に業務を推進する。
- ライフ・ワーク・バランスを推進するとともに、優れた人材の確保・定着や職員の専門性向上につながる取組を実施する。
- 法人の認知度向上、事業への理解促進に向け、都民、関係機関に対する情報発信力を強化する。
- DXの推進により、法人の業務運営、患者サービス等を改善し、QOS（クオリティ・オブ・サービス）の向上を図る。

(2) 適切な法人運営を行うための体制の強化

- 法人内の各組織の権限・意思決定プロセスの明確化、業務監査の実施による内部監査体制の強化など、内部統制を着実に実施する。
- 法人運営の透明性・健全性を確保するため、外部の専門家等の意見を活用するとともに、業務実績や経営情報の公表など、積極的な情報公開に努める。
- 法令及び行動規範の遵守、倫理の徹底を図る。

4 財務内容の改善に関する事項

法人が事業を維持・発展させるためには、自律的な法人運営の基礎となる経

営基盤を確立していく必要がある。

このため、収入の確保及びコスト管理の体制強化に取り組み、財務内容の更なる改善を図る。

(1) 収入の確保

- 地域の医療機関との連携等による患者の積極的な受入れや、診療報酬改定への的確な対応に取り組むとともに、適切な未収金対策などを実施し、医業収入を確保する。
- 外部研究資金を積極的に獲得するとともに、研究成果の実用化に向けた取組の促進や、知的財産の積極的な活用を図る。

(2) コスト管理の体制強化

- 電子カルテデータやD P Cデータなど、各種データ等を用いた経営状況の分析を行う。
- 病院、研究所における部門ごとに、費用対効果の改善に向けた目標を設定し、進行管理を行う。
- 病院における部門ごとに、原価計算を行い、収支管理に活用する。

5 その他業務運営に関する重要事項（法人運営におけるリスク管理の強化）

安定的に業務を行うため、組織全体で様々な視点から法人運営に係るリスク分析及びリスク管理に取り組む。

- 東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）等の法令に基づき、個人情報保護とサイバーセキュリティ対策の徹底を図る。
- 業務運営上必要な情報を適切に管理・共有し、組織的なリスクマネジメントを徹底する。
- 健全な業務活動を確保するため、職員の健康管理及び安全な職場環境の確保に取り組む。